

## 学校運営連絡協議会設置要綱

### 第1（名称）

この会の名称を「都立羽村特別支援学校学校運営連絡協議会」（以下「学校運営連絡協議会」という。）とする。

### 第2（目的）

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

### 第3（所掌事項）

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

### 第4（組織）

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が推薦し、都教委が委嘱する知的障害教育専門家4名、保健所所長1名、一般企業人事担当者1名、ハローワーク統括職業指導官1名、近隣入所副施設長1名、保護者代表1名、地域住民代表1名とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、教務等を担当する主幹教諭、生活指導等を担当する主幹教諭、学部主任(小・中・高)、進路指導主任、コーディネーター3名とする。

学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

### 第5（任期）

委員の任期は第1回学校運営連絡協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

### 第6（役員）

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

会長は校長とする。

副会長、評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

#### 第7（会の開催回数・開催時期）

学校運営連絡協議会は、6月、9月、1月（1月は2回）の年4回開催する。

#### 第8（会の公開）

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

#### 第9（事務局）

都立羽村特別支援学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、教務主幹をもって充てる。

#### 第10（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

#### （附則）

この要綱は、平成20年4月29日から施行する。